

〔エッセイ〕

文学と法、あるいは「制度」

——国語教師の立場から——

中 嶋 昭

文学作品が書かれた時代の読者として読みたい、日頃そういう思いで文学作品に接してきた。作者が日常接し、当たり前風景、考えと持っていることも、時代が隔たっている場合には、おやと思うことがあって、私は清新な風景が見えてくることも多い。それが古い作品を読む楽しみにさえなっている。

このような読み方は、益田勝実氏の『火山列島の思想』（筑摩書房 一九六八）で教えられた。

益田勝実氏は、「かぎり」の用例を博搜した上で、「限界・限度」以外に「きまり・おきて・さだめ」の意味があると指摘して、『源氏物語』の読みを提示した。桐壺の更衣が病に伏し、危篤状態に陥った場面の解釈である。

かかるをりにも、あるまじき恥もこそと心づかひして、御子をばとどめたてまつりて、忍びてぞ出で給ふ。かぎりあれば、さのみもえとどめさせ給はず。

という箇所である。私は、この解釈に身震いした。それまでの「かぎり」の解釈は、「限界・限度」であった。それが通説だった。桐壺の更衣をこよなく愛していた帝が、危篤状態に陥った更衣を送り出すとき、「ものには限度というものがあるから」最後まで見とることをせず、送り出すにしても家まで送るのではなく、宮中で見送る……

なんとなく割り切れない気持ち、帝の愛すら疑いたくなる気持ちでいたところだった。それを益田氏は「別れたくはないのだが、別れねばならないきまりがあるので別れねばならない」とされたのであった。帝も「制度」の中にいる。それこそ、ここで別れたくはないのだが、厳然として「きまり」が立ちはだかっている、帝もそれには抵抗できない。いかに苦しみ、悲しんだことかと思うと同時に、帝の桐壺の更衣への愛の疑いは氷解したのだった。

この場合の「きまり」は、法制として明記されているものではなからう。習慣、因習によるものだろう。いわゆる「制度」である。私たちは、「きまり」の下に生きている。文学作品で出てくるこうした「きまり」は、習慣、因習によるものが多いが、時代が隔たった作品を読んでいるとき、うっかりするとそこを読み落として、作家の非人間的な扱いに批判の矢を向けやすい。そして時には、作者の意図を歪めてしまうことにもなる。

一語一語の意味の重さ、それをその時代の中で読み解くことの大切さを学んだのだった。

☆

一人で作品を読んでいると、長年の習慣、時にはよけいな知識が作品を読む目を曇らせる。自由な発想ができにくくなる。その点、学生と作品を読んでいると、学生から、とらわれない、滑稽なと一笑に付してしまいたくなく、思いがけない声を聞くことができる。こう書いたが、実は、珍奇とは片づけられないものが時にはあるのだ。「文学作品を通して明治を読む」というゼミでのこと、一人の学生が森鷗外は帰国の時に追ってきた女性と結婚するつもりだったのではないか、それができなかったのだと言い出した。

鷗外がドイツの留学を終えて帰国したのは、明治二十一年九月八日。それからおくれること、わずか四日の十二日に鷗外のあとを追ってドイツ女性が横浜港に着いた。そして十月十七日失意のうちに日本を離れた。この事件に

ついでには、鷗外の妹の喜美子をはじめ、鷗外の子供達の回想記に記されていて広く知られているべきことである。

どういふ女性だったのかということを中心に、長年いろいろな人が調査研究を続け、やっと二十年程前に、その女性の名がエリーゼ・ヴィゲルトであることを突き止めたばかりだ。くだらないことのように見えるかもしれないが、森鷗外という作家を理解する上でも、『舞姫』という作品を解釈する上でも、重要な問題なのだ。ごく最近でも、この女性に関わるものとして、中井義幸氏の『鷗外留学始末』（岩波書店 一九九九年）、植木哲氏の『新説鷗外の恋人エリス』（新潮社 二〇〇〇年）という書が発刊されているくらいなのだ。（中井氏の著書は石黒忠恵の日記をはじめ西周、鷗外の妹の喜美子の夫の、小金井良精日記などを基礎に鷗外の留学事情などを明らかにした貴重なものである。民法学者の植木氏の著書は、客員教授としてドイツ滞在中に百年前の戸籍簿等を掘り起こし、通説のエリーゼ・ヴィゲルトとは別人の女性、エリーゼ・ヴィゲルトがそれであることを説くものである）

学生の、森鷗外は帰国の時に追ってきた女性と結婚するつもりだったのではないかという考えは、私には、非常に清新なものに見えた。私は今まで通説にもたれかかっていて、そのように考えて『舞姫』を読み、森鷗外の像を描いて来たことはなかったからである。

鷗外の長男於菟の書いた「父の映像」（昭11）に

私はまたある時祖母が私にいうのを聞いた。「あの時私達は気強く女を帰らせお前の母を娶らせたが父の気に入らず離縁になった。お前を母のない子にした責任は私達にある」と。

と書いていたことを思い出した。また、その文章で、於菟は、その女性を「永遠の恋人ではなかったか」といい、「親孝行な父を総掛かりで説き伏せて」その女性をドイツに帰したとも書いていたことを思い出した。森於菟は鷗外が結婚するつもりの女性とは明言はしていないものの、学生の主張と軌を一にしている。しかし、回想の類、伝

聞の類は、しばしば誤っている場合もある。根本的な資料とはなり得ない。そこで外国人との結婚は、当時どういう制度下にあつたのか、まずその辺から調べてみるよう指示した。学生は、すぐ明治六年三月十四日公布の太政官布告第百三号を見つけてきた。この布告によれば、「日本政府ノ允許」があれば、外国人との結婚が可能だということが分かった。次に当時の風潮から、外国人との結婚はどうだったのか調査させた。尊皇攘夷の思想が日本には強かった、したがって外国人と結婚するのは周囲から反対が出る可能性があると思つたからである。私の頭には、新橋・横浜間の鉄道建設にあつたモーレルのことがあつた。モーレルは鉄道の完成を見ずして、亡くなつたが、その夫人、日本人女性だが、彼女はモーレルの亡くなつた翌日に死んでいるのである。私は、夫人は自殺したのだと見ている（証拠は何もないが）。たとえば、明治七年に慶応義塾から出された「民間雑誌」に、「畜生の性をうけ、牛豚の肉ばかりを食ひ、遠からず日本の牛も馬も、彼等に食ひ尽され、田を鋤くことも、畠を耕すことも出来ぬ世の中となる」「かかる外道を日本に近寄せずとも、薩摩、長州の人数を以て、一打ちに打ち殺し……」などと、ぶつそうなことが書かれていた時代である。モーレル夫人は、頼りになる夫を失い、欧米人に嫁した者への、周囲の冷たい視線に耐えられず、自殺したと推理していたわけである。

そういうしているうちに一人の学生が明治十四年五月の「陸軍省 達甲第十三号（陸軍武官結婚条例）」を見つけてきた。その六条に次の文言があつた。

其娶ルヘキ婦人ハ行状端正ノ者に非レハ結婚スルヲ許サス故ニ其行状ヲ証スル為メ第二号書式ニ照シ其婦ノ所
在地戸長ノ調印シタル身元証書ヲ添フヘシ

私は、鷗外が再婚したときの結婚願があるのを知っていた。明治三十五年二月二十日の日記に
迎婦の事、勅裁を仰ぐを法とす。

と書き出され、身元証明書として

東京府武蔵国東京市芝区西久保明舟町十九番地士族無職業荒木博臣長女志げ。明治十三年五月十三日生。明治三十五年二月。二十一年十箇月。右は行状端正の者に有之候。此段致保証候也。

明治三十五年二月十七日 東京市芝区長川崎實

と婦人の住居地の区長の身元証書が付されている。この「迎婦の事、勅裁を仰ぐを法とす」の法が具体的に明らかになったのだ。そればかりか、外国人との結婚についても、ここから判断できる。

婦人の住居地が国内ならば、あるいは手を打てるかもしれない。しかし、国外だったらどうなるのだろうか。どうも、陸軍の結婚条例では、外国人との結婚は認めていないのではないか、少なくとも外国人との結婚を頭に置いてこの「陸軍武官結婚条例」は作られてない。そういう判断を私たちはした。つまり、鷗外の後を追ってきたドイツ女性とは、鷗外が陸軍をやめない限り不可能ということになる。陸軍をやめるといことは、森家にとっては、大問題である。森家の再興を一身に背負っていたのが鷗外である。家族会議が開かれたことは「小金井良精日記」等で知られる。

結局、鷗外はドイツ人女性と結婚をするつもりでいたとしても、一つは、「陸軍武官結婚条例」によって、もう一つは森家の事情によって諦めざるを得なかったのだらうということに落ち着いた。法制と「制度」が鷗外的意思をばんだということである。しかし、「ドイツ人女性と結婚をするつもりでいた」ということは、証明できず、単なる推測にとどまった。

この出来事がなければ鷗外は、『舞姫』を書かなかっただらう。『雁』も書かなかっただらう。ひよっとすると、翻訳家として過ごしたかもしれない。こんなことさえ議論になった。

このように理解するならば、『舞姫』の、妊娠している狂女を捨ててドイツを後にする豊太郎の恨みには、二人の仲を裂いた「制度」への恨みと関わるだろうという意見も出た。

ゼミの議論はここまでだった。しかし、私はこの学生の「ドイツ人女性と結婚をするつもりでいた」という考えを、最近の研究や新たに発見された資料から、補強し、論を立てられないものかと今でも執着している。

たとえば、中井氏の『鷗外留学始末』に、石黒忠恵の日記「今夕多木子報曰、其情人ブレメンヨリ独乙船にて本邦ニ赴キタリトノ報アリタリト」を解説して、『「エリス」は彼の後を追って日本へ行く（略）そのことを林太郎のパリの連絡先に通知したのである」とした。私は、パリの連絡先を鷗外が、知らせていたことに注目する。その女性、ゆきづりの女性とはとても思えない。密約があったのではないかとさえ疑われる。

さらに中井氏の『鷗外留学始末』には次のくだりがある。

ここで（注 コロンボ）林太郎は、数日後に入港する船に乗っている「エリス」のために、船旅の間に読む本を幾冊か残した。その内の一冊と思われる独訳英語小説に次のような文字が書かれている。

その文字はドイツ語で書かれ、「この小説は、旅の最後にもう他に何も読むものがなくなった時に読みなさい（略）」という趣旨のものである。そしてその証拠として東京帝国大学図書館に納められている鷗外所蔵の書籍の写真を掲載している。このことについてある研究家は、次のように話している。

エリーゼがもうすぐ後から船で来ていることを告白するわけですから、相当憂鬱だというふうにみな書いているわけですね。僕らもそう思ってきましたけれども、コロンボ港で、鷗外は本の中にちゃんとエリーゼへ伝言を残していたという証拠が中井義幸さんの論稿中に記述されている。こうなると鷗外は一体どういう意識で日本に帰ってきているんだろうか、もうちょっとわからない。「文学」97夏 鼎談「森鷗外という存在」

学生の考えからすれば、「憂鬱だ」「もうちょっとわからない」という判断は出てこない。むしろ鷗外はこの女性の来日を歓迎し、日本で会うことを楽しみにしていると読むだろう。

現段階では、決定的な論を書くのは困難としても、「ドイツ人女性と結婚をするつもりでいた」、こういう立場からのアプローチがあってもいいように思う。それに付けても、学生の汚れない目からの発言は貴重である。私は通説にもたれかかっていたことをいやというほど思い知らされたのである。



明治十八年に発表した、坪内逍遙の『当世書生気質』（東京堂刊 大15・3）を読んでいたら、同じ第一回のうちに「東京」のルビが「とうきやう」と「とうけい」の二通りがあった。作者がルビを振ったかどうかは分からない。編集者がやった可能性が高い。それにしても、これはどういうことなのか、気になった。これは現在、私の気にかけていることの一つである。

明治の初め四、五年に発表された仮名垣魯文の『安愚楽鍋』（岩波文庫 小林智賀平校注）は、すべて「とうけい」。そして明治二十年発表の二葉亭四迷の『浮雲』も「とうけい」。森鷗外の『我をして九州の富人たらしめば』（明治三十二年 福岡日日新聞）では、「家を東京とうきやうに買かひおき」、『鷗外漁史とは誰ぞ』（明治三十三年 福岡日日新聞）では、「東京とうきやうの新聞雑誌」、そして『伊沢蘭軒』では「乙亥十一月十日に東京とうきやうにある森枳園きまゐが書を棠軒たうけんに与へた」（大正五年 東京日日・大阪毎日新聞）である。乙亥は明治八年のことである。（鷗外に関しては、引用は岩波書店『鷗外全集』昭四六による）森鷗外の場合、興味深いのは、明治三十二年に母親宛ての手紙で、「此度参謀会議に江戸に上るに当り」「江戸に転任してもよし」とあるかと思うと、「東京（近衛）に転任せしめても」「東京に於ける参謀

「長会議」と「東京」と「江戸」を混用していることである。

まず、江戸と東京の混用だが、一般的にいえば、こうした混乱の発端は、どうも慶応四年七月十七日に下した勅書にあるらしい。太政官日誌には「自今江戸ヲ称シテ東京トセン。是朕ノ海内一家、東西同視スル所以ナリ」とあり、東京の管理下におくものとして「駿河以东十三国」としている。つまり、京都を西京、江戸を東京という趣旨と素人目には読める。遷都を明確に打ち出せなかった事情があつたことは、史書の記すところでもある。だから、小本新造氏によれば、昭和四年になつても、大審院判事であつた尾佐竹猛氏は『江戸？東京？』という論文で、遷都という発令は一度もないから、「今日恰も名古屋を中京と俗称」しているのと同じで、地名の改称ではないから、「地理上の名称は矢張り『江戸』である」と主張しているという。

それにしても、学識、見識のある鷗外が、なぜこのような混用をしているのか。一つは私信ということがある。森家では、日常会話では江戸といつていたのかもしれない。「小さい時二親が、侍の家に生れたのだから、切腹といふことが出来なくてはならない」とたびたび論じた家柄である。特に母親は江戸だったのかも知れない。伝えられる母親のことを考えあわせると、うなづけてしまう。鷗外がもし意識的に書いていたとしたら、どうしてだろう。（東京の地名は江戸だ、東京は西京に対するものだと解されてしまうが）こうなると、決して小さな問題ではない。のちに、江戸に材を採った、歴史小説に筆を染める鷗外である。調査してみる価値がある。

では「とうけい」なのか、「とうきやう」なのか。京都を西京、江戸を東京という場合、「西京」「東京」と書く場合が多かつた。「京」という字は「けい」「げん」しか読まないから、東京を「とうけい」と読むのが正しい。儒学を学び、漢籍の知識のあるものは「とうけい」と読んだであろう。一般人にしてみれば、テレビもラジオもない時代、勅書の「自今江戸ヲ称シテ東京トセン」といわれても、東京を何と読むかはつきりしない。知識あるものに



(図1) 沢崎錦栄の引き札(部分) 明治3年頃写真真館の普請の完成の披露をした広告五行目に「東京」とある小沢健志著『幕末・明治の写真』(ちくま学芸文庫) P. 166より

教えられ、「とうけい」と読んでいたのだろう。仮名垣魯文の『安愚楽鍋』ばかりでなく、明治初年は、「とうけい」と読んでいたようである。明治三年ころの沢崎錦栄の引き札には、「とうけい」とルビが振ってある。(図1参照)

この混乱は相当長く続いたようだ。森銃三の『明治東京逸聞史』には、次のような記事が載っている。

「東京」は一体どう読むのが正しいのかという質問が、アメリカの汽船会社から来た。それでトウケイとも、トウキョウともいうが、ポピュラルにはトウキョウとするがよろしいという返事をした。(略)トウケイという人の存外多かつたことが分かる。(読売新聞 明治三十三年四月四日)

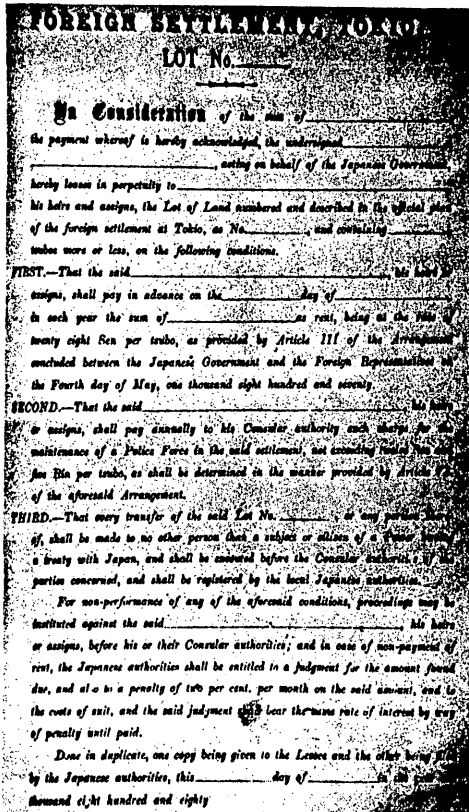
つづけて同書からもう一つ、

瓊音の紀行文の浜松のところに「トウケイの新聞はいかが」といって、売りにきたことが見えている。東京ではトウキョウに統一せられてしまっているのに、地方ではまだトウケイなどといったりしているのである。瓊音はそれに対して、「情けない哉」の一語を添えている。(東海道線旅行図絵 明治四十年三月)

鷗外の『我をして九州の富人たらしめば』は、福岡日日新聞に発表された。したがって、編集者は「地方ではまだトウケイなどといったりして」と、「トウケイ」とルビを振った。その後同新聞に発表した『鷗外漁史とは誰ぞ』のほうは、鷗外あるいは他のサジェクションで、「とうきやう」となったのか。それにしても、瓊音が「東京ではトウキョウに統一せられてしまっている」というが、一体、いつ、どのような形で決まったものなのか。まだ、はつきりしない。

幸田露伴は明治三十二年『二国の首都』を書いた。首都としての東京が「世界の東京」たるべく問題を提起した。「明治十年以前に当つては都府に対する自覚を都民及び国民に求めん如きは殆ど難事たるべかりしならむ」今は、「機は熟せる也、時は来れる也」と書いている。「一国の首都」としての東京がこの頃には、明確に庶民まで自覚されるようになっていたことをうかがわせる。このことと「とうけい」、「とうきやう」の読みと関係はないか。

『目で見える東京百年』(東京都 昭和四三年)を見ていたら、居留地の地券の写真があった。ここでは、T O K I O とある。明治初年代のものと考えられるが、公的には、かなり早い時期に「とうきやう」だったのか。(図2参



(図2) 居留地の永代借地権の地巻
一行目に「TOKIO」とある『目で見
る東京百年』(東京都) P. 104より

照)

それにしても、森鷗外は大正五年に書いた『伊沢蘭軒』で、なぜ「乙亥十一月十日に東京にある森積園が書を棠軒に与へた」としたのである。この場合も、編集者が勝手にルビを振ったのだろうか。森鷗外がルビを振ったという可能性もまったくないとはいえない。「とうきやう」という読みが、制度化されたものであるなら、その中であって「トウケイ」としたことは、考えようによっては、そこに抵抗の精神を読み取ることさえ可能なのだ。

★

なかなか厄介な作業を伴うが少しでも作者の真意に近づきたい。文学作品が書かれた時代の読者として読む立場で、今後もありたいとしみじみ思うのである。その場合、法あるいは「制度」を作品を読む一つの視点として、考えていく必

要を感じる。作品の主人公の行動、思考が、それによって制約される場合もあるからである。

(二〇〇〇・九・二十)

〔付記〕

鷗外がドイツから帰国するとき、あとを追ってきたドイツ人女性と鷗外は結婚するつもりでいたという考えは、実はすでに成瀬正勝氏が論じている。「舞姫論異説——鷗外は実在のエリスとの結婚を希望してゐたといふ推理を含む」(『国語と国文学』昭和四十七年四月特集号 東京大学国語国文学会)である。氏は鷗外の系族の証言の真偽を精査分析し、当時公表されていた資料に基づいて、「実在のエリスとの結婚を希望してゐたといふ推理」をしたものである。

その後、この論をうけた論があるかどうか、残念ながら文献を博搜してないので、云々することはさし控えるが、管見の範囲では、成瀬氏の論は「異説」止まりのように思える。この点についてご教示いただければ幸いである。